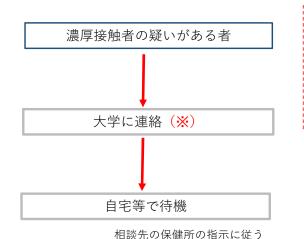
1. 濃厚接触の疑いのある者が発生した場合の行動フロー

- *「濃厚接触者」とは、罹患者の感染可能期間(発病した2日前以降)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。
- ・罹患者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに罹患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・罹患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、罹患者と15分以上の接触があった者 (周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。



(※) 大学の連絡先

学生の場合 学生支援課

教員の場合→ 学術研究支援課

所属の学系長

職員の場合→ 所属の上司

健康支援センター

- ・総合把握及び助言
- 危機管理室(総務課)
 - ・総合把握及び総括

確認して 報告する (確認用紙)

連絡があった際には以下の中で該当する事項について確認

- ①現在の状況(体調・経緯・待機場所)
- ② (濃厚接触の疑いや濃厚接触者となった **2日前**以降の)本学構内への立 入及び本学の関係者との接触の状況
- ③相談先の保健所
- ④受診した医療機関と診断日、診断結果
- ⑤ (感染の疑いが有の場合) 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ⑥症状が現れた日以降における本学構内への立入及び本学の関係者と の接触の状況
- ⑦今後の見通し等に係る医師等の所見

(通常業務への復帰の目安)

・接触した「罹患疑いのある者」が、保健所で「陰性」と判断された時点で 自身の健康状態が良好であること

2. 濃厚接触者と特定された者が発生した場合の行動フロー

保健所から濃厚接触者として特定された者は、保健所の指示に従い自宅待機

職員の場合、上司と相談して可能であれば在宅勤務

→ 大学に連絡(※)

3. 罹患の疑いがある者が発生した場合の行動フロー

罹患の疑いがある者は、保健所へ連絡、指示に従う



大学に連絡(※)